

令和7年度 社会福祉法人多摩市社会福祉協議会 福祉団体補助金交付申請の手続きについて

多摩市社会福祉協議会では、福祉活動を行う団体（以下「福祉団体」）に対し、事業の補助を行うことにより、福祉団体の自立促進と地域福祉の充実と発展を図ることを目的として補助金の交付を行っています。

～手続きの流れ～

- ①申請 提出書類 福祉団体補助金交付申請書(第1号様式)
- 会則 役員、会員名簿 前年度の決算書
- 当該年度の事業計画 当該年度の収入支出予算書
- その他会長が必要と認めた書類

提出期限 5月 31日 (土)

※申請書はご連絡のうえ、総合福祉センター3階窓口または郵送にてご提出ください。

※補助金及び事業費の交付限度額は、毎年度予算の範囲内で定めます。



〈審査・決定〉 6月下旬

交付決定団体には、以下を発送します。

- ・福祉団体補助金交付決定通知書(第2号様式)
- ・福祉団体補助金交付請求書(第4号様式)・・・②請求 参照
- ・福祉団体補助金交付受領書(第5号様式)・・・③入金確認 参照
- ・福祉団体補助金事業実績報告書(第8号様式)・・・④事業報告 参照



②請求 提出書類 福祉団体補助金交付請求書(第4号様式)

提出期限 7月 31日 (木)



③入金確認 提出書類 福祉団体補助金交付受領書(第5号様式)



- ④事業報告 提出書類 福祉団体補助金事業実績報告書(第8様式)
- 領収書一式(原本)
- 広報紙・チラシ・配布資料等内容がわかる書類
- 事業報告書(独自に作成する場合)
- その他会長が必要と認める書類

提出期限 事業完了後、30日以内

※精算残金が生じた場合は、速やかに返還をお願いします。



- ⑤確定 福祉団体補助金交付確定通知書(第9号様式)を発送します。

※報告書類をもとに精査した結果、交付確定通知書を送ります。

事業内容を変更する場合

- (例) ・宿泊行事から日帰り行事へ変更
・日帰り行事から講演会へ変更 等

申請書に記載した事業の時期や内容を変更する場合は、福祉団体補助金交付変更申請書(第6号様式)の提出が必要ですので、お知らせください。

福祉団体補助金交付変更承認書(第7号様式)をもって、変更の承認となります。

- ◆団体補助金交付申請書(第1号様式)及び福祉団体補助金事業実績報告書(第8号様式)は、多摩市社会福祉協議会ホームページ「事業案内」の「団体への支援」の「福祉団体補助金」からも入手可能です。
- ◆福祉団体補助金交付申請にあたっては、提出期限内にお願いします。提出期限を過ぎた場合は受付いたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ◆計画的な事業実施を図るため、中止に伴う経費(キャンセル料など)に補助金の充当はいたしかねますので、ご了承いただいた上でお申込ください。

<提出・問合せ先>

社会福祉法人多摩市社会福祉協議会 法人管理課 センター係
〒206-0032 多摩市南野3-15-1

二幸産業・NSP 健幸福祉プラザ(総合福祉センター) 3階

☎ 042-356-0307 fax 042-356-1155

※日曜日・第2土曜日・祝日を除く8時30分～17時